

公立大学法人宮城大学研究員取扱規程

平成23年6月29日

規程第113号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城大学（以下「本学」という。）における研究員の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「研究員」とは、次に掲げる者で本学において受け入れを決定した者をいう。ただし、宮城大学客員研究員規程（規程第58号）の適用を受ける者は除く。

- 一 独立行政法人日本学術振興会業務方法書に基づき、日本学術振興会により研究員として採用された者
- 二 前号に定めるもののほか、国内外の公的機関により研究員として採用された者

(受け入れ決定)

第3条 研究員については、本学の教育及び研究等大学運営に支障のない場合に限り受け入れることができるものとし、受け入れ決定は学長が行うものとする。

- 2 学長は、前項の受け入れ決定に際し、研究員が行う研究等の目的及び内容を考慮し、本学教員から指導教員を定めるものとする。

(研究等の期間)

第4条 本学で受け入れる研究員の研究等の期間は、当該研究員を採用した機関の定める範囲内で学長が決定する。

(研究料等)

第5条 研究員の研究料等は、当該研究員を採用した機関の定めるところによるものとする。

- 2 研究員を受け入れるにあたり、本学は費用負担しないものとする。

(施設の利用)

第6条 研究員は、研究科長の許可を得て、その施設及び設備を利用することができる。

(研究等の証明書の交付)

第7条 研究員が、その研究事項等について証明を願い出たときは、学長は証明書を交付するものとする。

(知的財産の取り扱い)

第8条 研究員が本学において行った研究活動により生じた知的財産の取り扱いは、別に定める場合を除き、宮城大学発明等取扱規程（規程第53号）によるものとする。

(規則等の順守)

第9条 研究員は、公立大学法人宮城大学の規則等を守らなければならない。

(委任)

第3編研究 研究員取扱規程

第10条 この規程及び研究員を採用した機関が定めるもののほか、研究員の取り扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (H23.6.29 第43回理事会)

この規程は、平成23年6月29日から施行する。

附 則 (H27.3.25 第94回理事会)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。